

議案第 7 号

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、任期付きの短時間勤務職員の給与に関する規定を定める
ことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 16 年大口町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（給与に関する特例）

第 7 条 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給与については、大口町職員の給与に関する条例（昭和 36 年大口村条例第 4 号）第 7 条第 2 項に規定する再任用短時間勤務職員の例による。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(給与に関する特例)</u> <u>第 7 条 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給与については、大口町職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年大口村条例第 4 号）第 7 条第 2 項に規定する再任用短時間勤務職員の例による。</u> (委任) <u>第 8 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) <u>第 7 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。